

ID: 933

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日